



2023年1月26日

各 位

会 社 名	ジャフコ グループ株式会社
代 表 者	取締役社長 三好啓介
コード番号	8595 東証プライム市場
問 合 せ 先	管理部管理グループ 古賀 慎二
T E L	050-3734-2025

自己株式の公開買付けの結果及び取得終了に関するお知らせ

当社は、2022年12月21日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第459条第1項の規定による当社定款の規定及び同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議し、2022年12月22日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2023年1月25日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本公開買付けの終了をもって、2022年12月21日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得は終了いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

ジャフコ グループ株式会社 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号

(2) 買付け等をする上場株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

① 買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）

2022年12月22日（木曜日）から2023年1月25日（水曜日）まで（20営業日）

② 公開買付開始公告日

2022年12月22日（木曜日）

(4) 買付け等の価格

普通株式1株につき、2,500円

(5) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

② 決済の開始日

2023年2月16日（木曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(i). 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

(イ) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額の全てが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%（所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税 5%は特別徴収されません。）。但し、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。）第4条の6の2第37項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ii). 法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、応募の際に、公開買付応募申込書と共に租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。

2. 買付け等の結果

(1) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	応募数	買付数
普通株式	16,800,000株	一株	24,260,359株	16,800,000株

(2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数（16,800,000株）を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないこととし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超えたため、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させました。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなったため、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定しました。

(参考)

本公開買付けには、本応募契約（下記で定義します。）の定めに基づき、株式会社シティインデックスイレブンス（以下「シティ」といいます。）及びその共同保有者（法第27条の23第5項及び第6項に定義される共同保有者をいいます。）である株式会社南青山不動産（以下「南青山不動産」といいます。）がその保有する当社株式全株（13,904,500株）を応募しておりましたが、上記のあん分比例の方式による計算の結果、本公開買付け後の所有株数及び所有割合は以下の通りとなります。

名称	本公開買付け前		本公開買付け後	
	所有株数	所有割合 (※)	所有株数	所有割合 (※)
株式会社シティインデックスイレブンス	7,026,700株	9.59%	2,160,800株	2.95%
株式会社南青山不動産	6,877,800株	9.39%	2,115,000株	2.89%
合計	13,904,500株	18.97%	4,275,800株	5.83%

(※) 所有割合は、2022年12月末日時点の当社の発行済株式総数（自己株式を含む）73,280,000株に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）です。

なお、シティ並びに南青山不動産及び野村絢氏（シティと併せて以下「シティら」といいます。）、並びにシティの親会社の株主とされる村上世彰氏と当社の間で、2022年12月21日付で締結した公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）において、(i)シティらが所有する、本公開買付けに応募したものの当社が取得することができなかった当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、しかるべき株価以上であれば、できる限り株価に影響を与えないように速やかに売却する意向であること、(ii)シティら関係者が、本応募契約締結日以降、本公開買付け終了後においても、当社株式を取得し又は取得させる意向がないこと、及び(iii)シティら関係者が、自己の名義であるか否かを問わず、直接又は間接に他の株主から当社株式に関して議決権行使の受任（これに向けた勧誘を含む。）又は他の株主との間で共同での議決権行使への同意を行い、又は行わせる意向がないことを表明し、かつ当該意向を撤回しないことが規定されております。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

ジャフコ グループ株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目 23 番 1 号
ジャフコ グループ株式会社西日本支社	大阪市中央区淡路町三丁目 1 番 9 号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

II. 自己株式の取得終了について

1. 取得の内容

(1) 取得した株式の種類

普通株式

(2) 取得した株式の総数

16,800,000 株

(注) 発行済株式総数に対する割合 22.93% (小数点以下第三位を四捨五入)

なお、取得した自己株式については、消却後の発行済株式総数の 3%となるよう、速やかに消却する予定です。

(3) 株式の取得価額の総額

42,000,000,000 円

(注) 上記金額には、公開買付代理人に支払う手数料その他諸経費は含まれておりません。

(4) 取得した期間

2022 年 12 月 22 日 (木曜日) から 2023 年 1 月 25 日 (水曜日) まで

(5) 取得方法

公開買付けの方法による

なお、本公開買付けの終了をもって、2022 年 12 月 21 日開催の取締役会決議による会社法第 459 条第 1 項の規定による当社定款の規定及び同法第 156 条第 1 項の規定に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

(ご参考)

自己株式の取得に関する 2022 年 12 月 21 日開催の取締役会における決議内容

(1) 取得する株式の種類

普通株式

(2) 取得する株式の総数

16,800,100 株 (上限)

(注) 発行済株式総数に対する割合 22.93% (小数点以下第三位を四捨五入)

(3) 株式の取得価額の総額

42,000,250,000 円 (上限)

(4) 取得する期間

2022 年 12 月 22 日 (木曜日) から 2023 年 3 月 29 日 (水曜日) まで

以 上